

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第7号	
事故等種類	衝突（防波堤）	
発生日時	平成21年3月21日 03時45分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市厳原港内 厳原港北防波堤灯台から真方位122°830m 付近（概位 北緯34°11.5′ 東経129°18.0′）	
事故等調査の経過	平成22年1月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者としての船長から意見聴取は、本人が、本事故後病気になり、意識不明となっているため行わなかった。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第二十六 <sup>たいしゅう</sup> 対州丸、172トン	
船舶番号、船舶所有者等	134354、対州海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船首部損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、約10ノットの速力で船長が手動操舵により厳原港に入航中、平成21年3月21日03時45分ごろ、厳原港北防波堤先端部にある消波ブロックに船首部が衝突した。 本船は、自力で厳原港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約8～10m/s、視界 良好 海象：波高 約2.5m	
その他の事項	船長は、事故の概要を公用航海日誌に記載し、事故後数ヶ月して脳梗塞で入院し、現在意識不明である。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、夜間、厳原港に入航中、潮流により南に圧流されたことから、北に移動しながら舵を左に取って入航しようとしたものの、操舵時期が遅れたため、防波堤先端部に設置している消波ブロックに船首部が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が厳原港に入航中、操舵時期が遅れたため、防波堤先端部の消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。	